

弁護士法人福間法律事務所

代表弁護士福間則博、弁護士尾崎悠吾、弁護士松村隆志

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: [office@fukuma-law.com](mailto:office@fukuma-law.com)

執筆: 弁護士尾崎悠吾



## Legal F: Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

### インターネット上での風評被害への対応方法

1. インターネットは、個人や企業が広く第三者に情報を発信するために非常に便利な手段ですが、他方で、「匿名性」を悪用して他者への誹謗中傷がなされたり、ネガティブな情報が拡散し、多数の批判や誹謗中傷が書き込まれて「炎上」することがあります。

2. では、ネット上の掲示板やクチコミサイトの書込み(投稿)を削除したいという場合、どうすれば良いのでしょうか。

#### 3. 任意の削除依頼

書込みの削除の方法としては、まず、書込みをした本人ではなく、サイトの運営会社(コンテンツプロバイダ)や、サーバ(データの提供等の処理を行うコンピュータ)の提供会社(ホスティングプロバイダ)に対し削除を依頼するという方法があります。

サイトによっては、削除依頼のオンラインフォームがある場合があります。

また、プロバイダ責任制限法に基づき、テレコムサービス協会の書式の「侵害情報の通知書兼送信防止措置依頼書」により削除(侵害情報の送信防止措置)を依頼する方法もあります。

#### 4. 削除の仮処分

削除依頼に応じてもらえないような場合には、裁判所に対し、削除の仮処分を申し立てるという方法もあります。

裁判所において、権利侵害が一応認められると判断した場合に、暫定的に削除を命じてもらうという方法です。一定の担保金の供託が必要になりますが、通常の裁判よりも迅速に判断がされます。

名誉権等の人格権に基づく削除請求権は、不法

行為に基づく請求権の一種と解釈されているため、損害発生地を含む不法行為地が管轄裁判所となり、ネット上の権利侵害はパソコン等の画面を見た場所が損害発生地となりますので、自分の住所地等を管轄する裁判所に申し立てることができます。

サイトの運営会社やサーバの提供会社は、削除を命じる裁判所の仮処分決定が出れば、削除に応じることが多いです。

仮処分は暫定的な命令ですが、通常、一度削除されれば削除されたままになります。

#### 5. 削除の要件

任意の削除依頼や削除の仮処分を認めてもらうためには、まず、自分に関する事柄が書き込まれているということが、自分の属性のいくつかを知る者において理解できること(同定可能性)が必要になります。

また、名誉権(人や企業の社会的評価)や、プライバシー権(私生活上の事柄をみだりに公開されない権利)などの自己の権利を違法に侵害していると認められることも必要になります。

名誉権は法人にも認められますが、法人のプライバシー権は否定的な見方が一般的です。法人の場合には、著作権や不正競争防止法上の営業秘密などにより情報の保護を図ることになります。

さらに、仮処分の場合には、すぐに書込みが削除されないと不利益が生じるということ(保全の必要性)も必要になります。

6. ネット上の書込みは、削除しない限り、残り続けます。その書込みには虚偽の情報が含まれていることもあり、すぐに対応しないと、その後もそれが真実であると第三者に受け取られる危険が生じ続けることとなりますので、適切に対応することが必要です。